

第1章 行動計画の背景・趣旨



1. 計画策定の背景

(1) 国の少子化対策（次世代育成支援対策）の経緯

- 平成14年1月 新しい「日本の将来推計人口」の公表
 - ・合計特殊出生率の大幅な低下。平成62年（2050年）における合計特殊出生率の見通し1.61（平成9年推計）から1.39（平成14年推計）へ。
 - ・少子化の主たる要因として、晩婚化に加え、「夫婦の出生力そのものの低下」という新たな傾向が認められる。
 - ・今後も少子化がより一層進展するとの見通し。
- 平成14年5月 少子化対策に関する総理大臣の指示
 - ・少子化の流れを変えるための実効性のある対策を検討するよう厚生労働大臣に指示。
- 平成14年9月 「少子化対策プラスワン」を厚生労働大臣から総理大臣に報告
 - ・少子化の流れを変えるため、従来の取組に加え、もう一段の少子化対策を推進。
- 平成15年3月 「次世代育成支援に関する当面の取組方針」の取りまとめ（少子化対策推進関係閣僚会議）
次世代育成支援対策推進法案及び児童福祉法改正法案（国会提出）
- 平成15年7月 次世代育成支援対策推進法及び児童福祉法改正法の成立

(2) 少子化がわが国にもたらすマイナスの影響

① 経済面

ア. 労働力人口の減少と経済成長への影響

- ・労働力人口が減少するとともに、労働力人口に占める高齢者の割合が高くなることにより労働力供給が減少する。
- ・貯蓄を取り崩して生活する高齢者の増加による貯蓄率の低下は、投資や労働生産の上昇が抑制され、経済成長率の低下等経済活動の制約を強める懸念がある。

イ. 国民の生活水準への影響

- ・少子化は、人口に占める高齢者の割合を高め、年金、医療、福祉等の社会保障の分野における現役世代の負担が増大するなど、現役世代の税・社会保険料を差し引いた手取り所得が減少する。

② 社会面

ア. 家族の変容

- 単身者や子どものいない世帯が増加し、社会の基礎的単位の「家族」の形態が変化するとともに、家系の断絶により先祖に対する意識の希薄化をもたらす可能性がある。

イ. 子どもへの影響

- 子ども数の減少による子ども同士の交流機会の減少、過保護化などにより、子どもの社会性が育まれにくくなるなど、子ども自身の健やかな成長への影響が懸念される。

ウ. 地域社会の変容

- 人口の減少、高齢化の進行により、市町村によっては、介護保険や医療保険の制度運営にも支障を来すなど、住民に対する基礎的なサービスの提供が困難になる事が懸念される。
- 道路、河川、田畑、山林などの社会資本や自然環境の維持管理も困難になる事が懸念される。

このように少子化が、日本の社会経済全体に深刻な影響を与えることが懸念される中、国・地方公共団体・企業等が一体となって、従来の少子化対策に加え、総合的な推進体制の整備、具体的な施策の推進を目的とした『次世代育成支援対策推進法』が、平成15年7月に制定されました。

この『次世代育成支援対策推進法』では、全国の地方公共団体に、国の示した策定の指針に基づき「地域行動計画」（市町村行動計画）を、平成16年度末までに策定することを義務付けています。

今日の少子化は、未婚化や晩婚化に加えて新たに「夫婦の出生力そのものの低下」も大きな要因として指摘されており、子育ての経済的・精神的負担や仕事と子育ての両立の難しさなど、考えていかなければならない様々な社会的経済的な課題があります。厚生労働省は、少子化の流れを止めるため、平成14年9月に「少子化対策プラスワン」を取りまとめ、従来の「子育てと仕事の両立支援」の取組に加え、「男性を含めた働き方の見直し」「地域における子育て支援」「社会保障における次世代支援」「子どもの社会性の向上や自立の促進」の4つの柱に沿った総合的な取り組みを推進しています。

舟形町（以下、本町とする。）としても、次代を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備・充実を図るため、本計画を策定し、事業を実施していきます。

2. 計画策定の趣旨

本町では、子どもを安心して生み育てることができる社会の構築を重要施策の一つとして位置づけ、子育て支援や、働きながら子育てをしている皆さんの生活支援、また子どもたちの健全育成のために、様々なメニュー、体制の下で子育て支援事業を展開しています。

この次世代育成支援対策の理念として、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、子育ての意義についての理解が深められ、子育ての喜びが実感されるような取組を行うことを基本として、住民が未来に希望を持って、また安心して子どもを生み、育てることができる優しいまちづくりを目指し、「舟形町次世代育成支援行動計画」を策定するものです。

3. 計画の期間

「舟形町次世代育成支援行動計画」の計画期間は、前期計画として平成17年度から平成21年度の5年間とし、後期計画（平成22年度から平成26年度）については、平成21年度までに前期計画の見直しを行った上で策定します。

4. 計画の位置づけ

本計画は、児童育成計画、母子保健計画を基本として、総合計画、保育計画、地域福祉計画、障害者福祉計画、男女共同参画計画、健康にっぽん21との調和を図ります。

図1-1 本計画と他の計画との関係

